

## 届出印鑑なし口座開設・取引規定

本規定は、届出印鑑なし口座の口座開設、および口座取引に関するお取り扱いを定めるものとします。

### 1. (届出印鑑なし口座の定義)

届出印鑑なし口座とは、「川崎信用金庫 口座開設・口座振替申込みアプリ」(以下「口座開設アプリ」といいます。)を利用して当金庫に印章の届出を行わず、普通預金(総合口座)開設を行った口座をいいます。

### 2. (届出印鑑なし口座でお取り扱い可能な取引)

- (1) 現金自動預入払出兼用機(以下「ATM」といいます。)または、当金庫窓口による通帳を使用した入金取引および通帳記帳取引
- (2) ATMによる通帳記帳取引
- (3) キャッシュカードを使用したATM取引、J - D e b i t 取引
- (4) 口座開設アプリで受付可能な口座振替契約取引およびP a y - e a s y (ペイジー) 口座振替受付サービス取引
- (5) 当金庫が認める一定金額未満の口座の解約取引

### 3. (届出印鑑なし口座でお取り扱いができない取引)

- (1) 上記2.(5)の取引以外の口座の解約取引
- (2) 当金庫窓口での出金取引
- (3) 当金庫指定(上記2.(4)の取引)以外の口座振替契約取引
- (4) 法令等により印鑑押印が必要な取引
- (5) その他届出印との印鑑照合を必要とする取引

### 4. (印章の届出)

- (1) お客さまは、以下の場合は当金庫に対し、運転免許証等の顔写真付本人確認書類を提示のうえ印章の届出を当金庫所定の手続きで行い、届出印鑑なし口座を印鑑照合による本人確認を行う口座に変更するものとします。なお、お届印の登録完了までに、直接的または間接的を問わずお客さまが受けた一切の不利益について、当金庫に故意または重大な過失がある場合を除き、当金庫は一切その責任を負いません。
  - ① 口座の解約手続き
  - ② 届出事項の変更手続き
  - ③ 通帳・キャッシュカード等の紛失、盗難等に関する手続き
  - ④ 法令等により印鑑押印が必要な取引
  - ⑤ その他当金庫所定の届出印が必要な取引
  - ⑥ お客さまが、届出印鑑なし口座を、印鑑照合による本人確認を行う取引口座へ変更を希望する場合
- (2) 前項1号における印章の届出は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当金庫が認めたときはこれを省略することができます。

## 5. (届出印鑑なし口座の停止等)

- (1) 当金庫は、以下の場合には届出印鑑なし口座の取り扱いの適用を一時的に停止することがあります。ただし、当金庫において停止事由が消滅したと判断したときは、すみやかに停止を解除します。
  - ① お客さまが本規定に違反するなど、当金庫が届出印鑑なしのお取り扱いの停止を必要とする相当の事由が生じたとき
  - ② 住所やEメールアドレスの変更等を行わなかった等、当金庫においてお客さまの所在ないし連絡先が不明となったとき
  - ③ 届出印鑑なし口座または届出印鑑なしのお取り扱いがキャッシュカードの偽造・盗難・紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断したとき
- (2) 当金庫は、届出印鑑なし口座のお取り扱いの継続的な提供に支障があると判断したとき、その他必要と認めたときは、提供を中止、または打ち切ることがあります。
- (3) 当金庫が届出印鑑なし口座のお取り扱いの適用を一時的に停止し、または提供を中止し、若しくは打ち切ることにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当金庫に故意または重大な過失がある場合を除き、当金庫は一切その責任を負いません。

## 6. (規定の適用)

この規定の定めのない事項については、当金庫普通預金規定、総合口座取引規定、かわしんカード規定、ICカード特約、デビットカード取引規定、盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約、口座振替規定、P a y - e a s y (ペイジー) 口座振替受付サービス規定および振込規定によりお取り扱いいたします。

## 7. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上